

災害時のごみに関するお願い ～早期復興への第一歩～

大規模な災害が発生すると、一度に大量のごみが出てきます。一日も早い復旧・復興のためには、災害ごみを分別して、適切に処理することが不可欠です。ごみ出しのルールや出す場所が普段と大きく変わりますので、ご理解とご協力をお願いします。

1.災害時に出る2種類のごみはそれぞれ出し方が違います

●災害ごみ

災害が原因で発生したごみ

自宅が浸水して使えなくなった家具、
地震で壊れた電化製品 など



市が指定した場所へ

●生活ごみ

生活で発生するごみ

自宅や避難所などでの生活で発生するごみ
簡易トイレを使用し、凝固剤等で固めたし尿 など



通常のごみステーションへ

2.災害ごみも分別し市が指定した場所へ持ち出す

市からのお知らせ

分別方法や持ち出し場所、
ルール等をお知らせします。

分別

分別は生活ごみとは異なり
ます。

(例) 可燃物、木くず、不燃物
など

市の指定場所へ持ち出し

場所は、被災状況等に応じて、
市が指定します。

※公園等の候補地を、ちずみる豊橋で
公開しています。

- ・集積場…短期間だけ開設する場所
- ・仮置場…長期間にわたって災害ごみを
置いておく場所

3.早期復旧にはひとりひとりの行動が大切です

◆災害ごみは指定の場所以外には出さないでください

住宅の前や道路脇、普段のごみステーションなどに出すと、
生活環境の悪化や、緊急車両などの通行の妨げになります。

◆災害ごみに生活ごみを混ぜて出さないでください

生ごみなどが混ざると生活環境が悪化してしまいます。

◆災害ごみはきちんと分別して出してください

ごみ処理に時間がかかり復興の遅れにつながります。

◆生活ごみの排出ルールを変更する場合があります

大規模災害の場合、3日程度生活ごみの収集ができない場合があります。

※東日本大震災のときには一度に大量のごみが出たことや、焼却施設が被害にあって稼働できなくなってしまったため、腐敗してしまう生ごみなど衛生上問題があるものを優先的に収集し、こわすごみやペットボトルなどについては、家庭内で一時取り置きをお願いした自治体もあり、本市でも同様の状況になることも考えられます。生活ごみの排出は、市からののお知らせがあるまで家庭内での保管をお願いします。



皆様のご協力をお願いいたします

仮置場・集積場を確認する

●ちずみる豊橋（災害廃棄物仮置場・集積場候補地マップ）



災害ごみについて
お問い合わせ先

豊橋市役所環境部環境政策課

電話：0532-51-2399 メール：kankyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp
ホームページ：https://www.city.toyohashi.lg.jp/40725.htm

避難行動要支援者支援事業

～お一人での避難に不安のある方へ～

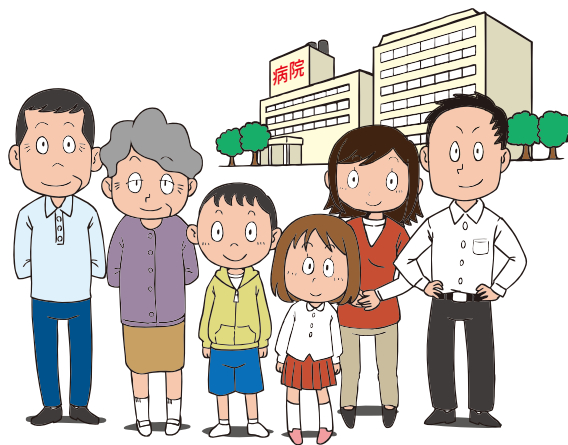
豊橋市では、地震などの災害が発生した際に自ら避難することが困難で、地域での支援が必要な方(避難行動要支援者)の台帳登録を進めています。

台帳登録をしていただくことで、台帳の写しがお住まいの地域の自主防災会や民生委員に本人同意のもと提供され、地域の中で、災害発生時の支援や日頃の見守りに役立てられます。

1. 要支援者として登録できるのは

次のいずれかに該当する方で、災害時に自ら避難することが困難であり、避難にあたり家族等の協力が得られないような方が対象となります。

- 1 要支援または要介護認定を受けている方
- 2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- 3 障害支援区分の認定を受けている方
- 4 障害者総合支援法における難病患者等
- 5 上記には該当しないが類似した状況にある方



2. 登録について

介護保険サービスまたは障害福祉サービスの利用者は、ケアマネジャー、相談支援専門員などが戸別訪問して事業を説明し、登録のお手伝いをします。また、これらのサービスを利用していない方も登録できます。

詳しくは福祉政策課までお問い合わせください。

3. 役割について

避難行動要支援者支援事業におけるそれぞれの役割は以下の通りです。

【市の役割】

- 登録台帳(原本)の保管・管理
- 事業の周知

【避難支援者(民生委員・自主防災会・近隣協力員)の役割】

- 平常時における要支援者への声掛け、見守り
 - 災害発生時における情報伝達、避難支援、安否確認
- ※避難支援者に義務を課すものではありません。

4. 近隣協力員について

要支援者のご近所の方で、普段からの見守りや災害時における情報伝達、安否確認などの支援を心がけていただく方です。要支援者からの依頼に基づき登録させていただきます。

5. 個人情報の保護について

登録台帳の使用は、平常時の見守りや災害発生時における支援活動のみに限定し、個人情報の保護に万全を期します。

6. 最後に

この事業は、普段からの地域の助け合いによるものです。災害の状況によっては、避難支援者も被害に遭われることもあります。台帳に登録したからといって、必ず支援を受けられるものでないことをご理解ください。

豊橋市の取り組み

「ちずみる豊橋」でハザードマップを確認しましょう

「ちずみる豊橋」は、地図を利用して豊橋市の地域情報や行政情報を、インターネットを通じて公開しているサイトです。防災情報マップとして、以下の情報を掲載しています。詳しい使い方は、ちずみる豊橋の“使い方ガイド”をご確認ください。



マップの種類	内容	その他
避難所マップ	各種避難所、津波避難ビル、洪水避難ビル、津波避難場所エリア、津波避難場所、津波防災センター等の情報を確認できます。	担当:防災危機管理課
地震・津波ハザードマップ	「過去地震最大モデル」と、「理論上最大想定モデル」の2つを確認できます。	担当:防災危機管理課
土砂災害情報マップ	土砂災害警戒区域等を確認できます。	根拠法:土砂災害防止法 担当:河川課
河川浸水想定マップ	各河川の洪水浸水想定区域を確認できます。	根拠法:水防法 担当:河川課
内水ハザードマップ	内水浸水想定区域を確認できます。	担当:下水道整備課
高潮浸水想定マップ	高潮浸水想定区域を確認できます。	根拠法:水防法 担当:防災危機管理課
ため池浸水想定区域図	ため池浸水想定区域を確認できます。	担当:河川課
津波災害警戒区域	津波災害警戒区域を確認できます。	根拠法:津波防災地域づくりに関する法律 担当:防災危機管理課
緊急輸送道路・緊急道路	第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路、第三次緊急輸送道路、緊急道路（市）を確認できます。	担当:土木管理課
事前避難対象地域	後発地震に備え、事前に避難を継続する地域を確認できます。	担当:防災危機管理課
災害廃棄物仮置場・集積場候補地マップ	災害廃棄物の仮置場・集積場の候補地を確認できます。	担当:環境政策課

「校区别防災マップ」を活用しましょう

豊橋市のホームページでは、小学校区を基本として全市域を32分割し、避難所や避難場所の他、津波浸水が想定される地域では想定浸水深を着色した校区别の防災マップを掲載しています。災害に備え、役立つ情報をチェックしましょう。

